

平成18年度 第2回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成18年10月13日（金）13時00分～15時10分

2. 場 所 鹿屋体育大学大会議室、国立スポーツ科学センター会議室

3. 出席者

東京会場 学外委員 上治、岡崎、加賀谷、西田の各委員

学内委員 芝山、高橋、三觜の各委員

鹿児島会場 学外委員 仮屋委員

学内委員 松下委員

4. 列席者

鹿児島会場 中村監事、倉田附属図書館長、西薊、吉武の各学長補佐

5. 内 容

1) 開 会

芝山委員から議事に入る前に、今回の経営協議会は、国立スポーツ科学センターの協力を得て、テレビ会議システムを活用し、東京会場と鹿児島会場をインターネットで結んで行う初めての試みということの披露があった。その後、平成18年8月1日付けで理事、学長補佐、学内の教育研究施設の長、平成18年10月1日付けで附属図書館長の異動のあったことの報告並びに委員及び列席者が紹介され、事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。また、以前に学外委員から意見のあった「大学の広報体制の充実」、「北京オリンピックのトレーニング施設の提供」、「グローバル COE の申請」などに対して、検討を進めている旨の報告が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成18年度第1回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 審議事項

- (1) 国立大学法人鹿屋体育大学と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの教育研究に対する連携・協力に関する協定書の締結について

三觜委員から配付資料に基づき、鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程の学生に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターの下に設置されている国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）における研究指導（連携大学院）に関し、協定を締結することについて説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

- JISS との教育研究に関する連携・協力は、研究所現場と大学が直結し、研究者、指導者が育成される有意義な取り組みであることから賛成だが、JISS で学ぶ学生が試験を受けて、その評価は、鹿屋体育大学又は JISS のいずれの機関が主体となっていくのか。
 - 本連携大学院においては、テレビ会議システムを活用した授業をそれぞれの機関が開設する科目の履修希望者に対して、本学又は JISS 相互から行う予定である。よって、JISS の教員が担当する科目については、JISS の授業担当教員が授業の評価を行うこととなる。
 - JISS における大学院教育の呼称は、連携大学院とするのか。○○キャンパスなどの呼称は使用しないのか。
 - 大学院の学生が研究所等において研究指導を受けることができる旨、大学院設置基準に規定されており、その取り組みを組織的に行う制度として、一般的に連携大学院として呼称されているところである。
 - JISS との連携大学院の取り組みに賛成である。本連携大学院は、従前の研究委託と同様の形態となるのか。
 - JISS と協定を結び、研究だけでなく教育も含めて組織的に行う方式となる。
 - JISS の教員が主査となって研究指導を担当するのか。
 - JISS の 2 名の教員が研究指導者として主査となり、学位の審査も行う。その他 6 名の教員についても授業の担当及び論文審査に参加する。
 - 学生が研究を行って得られた知的財産権の所有については、どのように取り扱うのか。
 - 協定書案では、双方協議としているが、基本的には JISS における研究の中で生まれた知的財産権は、JISS の所有として取り扱うことになると思われる。
- (2) 国立大学法人鹿屋体育大学と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家との連携・協力に関する枠組みについて
- 三觔委員から配付資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家（以下「自然の家」という。）は、スポーツ体験活動等を通じた社会貢献及び教育研究分野の発展に寄与することを目的に、緊密かつ組織的な連携・協力体制の充実を図るための枠組みについて説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。
- 経営の観点から、自然の家に債務が発生した場合、鹿屋体育大学のリスクとして関わってくることはないのか。
 - 本連携・協力は、機関の合併あるいは統合の形態としないので本学に対して債務が新たに発生することはないと考えている。また、これまで相互に行ってきた連携・協力関係の仕組みは大きく変えず、実行面で連携の強化、充実を図ることとしている。
- (3) 国立大学法人鹿屋体育大学通則等の一部改正及び鹿屋体育大学附属図書館長選考規則の制定について

三觜委員から配付資料に基づき、平成18年8月1日付けにおける理事及び学長補佐を任命するにあたって、学長補佐が学長の指定した業務に専念することが適当とする人事の方針に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学通則等の一部改正及び鹿屋体育大学附属図書館長の選考規則の制定について説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(4) 国立大学法人鹿屋体育大学公益通報者の保護に関する規則の制定について

三觜委員から配付資料に基づき、平成18年4月1日より、公益通報者保護法が施行されたことに伴い、本学においても、コンプライアンス（法令遵守）の推進、内部通報者の保護等、内部通報があった場合の処理体制を整備するために、公益通報者の保護に関する規則を制定することについて説明が行われた。学外委員より本規則を早急に定め、公益通報制度の適切な運用を行うべきとの提言を受けた後、原案のとおり了承された。

(5) 国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、入学検定料の取扱いに関し、国立大学協会から通知にされた「平成19年度国立大学入学者選抜における留意点について」に準じ、本学の授業料その他の費用に関する規程を一部改正することについて説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(6) 国立大学法人鹿屋体育大会計規則の一部改正及び鹿屋体育大学固定資産減損会計事務取扱要項の制定について

三觜委員から配付資料に基づき、固定資産の減損に関し、文部科学省から通知された『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準」報告書』の改訂に準じ、本学会計規則の一部改正及び減損会計事務取扱要項を制定することについて説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

(7) 鹿屋体育大学知的財産規則及び鹿屋体育大学職務発明等規程の制定について

三觜委員から配付資料に基づき、本学の知的財産の取扱いに関し、基本的な事項について定めること及び本学の職員等が行った発明等の取扱いに関し、具体的な手続き等の事項を定めることを目的に、知的財産規則及び職務発明等規程を制定することについて説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

4) 報告事項

(1) 平成17年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

三觜委員から配付資料に基づき、国立大学法人評価委員会から通知された平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告が行われた。

(2) 平成17事業年度財務諸表の承認について

三觜委員から配付資料に基づき、文部科学省より承認された平成17事業年度財務

諸表について報告が行われた。

(3) 平成19年度概算要求について

三腎委員から配付資料に基づき、本学が平成19年度概算要求した事項の中で、文部科学省から財務省へ提出された要求事項について報告が行われた。

5) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

松下委員から配付資料に基づき、本学が文部科学省に提出した平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムの採択、平成19年度第3年次編入学試験及びAO（SS）入試の結果、平成18年度大学説明会及び体験授業の実施結果、平成18年6月から9月までの学生の競技成績について報告が行われた後、以下の質疑が行われた。

- 平成19年度体育学部AO（SS）入試では、エントリー者数と合格者数は同数であるが理由を伺いたい。また、エントリーまでの過程を伺いたい。
- AO（SS）入試においてエントリー者数と合格者数がほぼ同一ということについては、出願資格に一定以上の競技歴を求めていることや、各種目の本学教員が、広報にあたって出願資格を明示していることから受験生は自ずと絞られ、出願資格を満たした者が受験することとなる。
また、エントリーまでの過程として、受験を希望する者は、出願資格があるか本学教員に相談するケースが多いことも絞られる理由であると考えられる。
- 資料の平成19年度体育学部AO（SS）入試結果の数字記載については、事務局は十分確認のうえ資料作成を願いたい。
- 学生の冬季種目の活動例はないか。また、冬季種目を行うことについて学生から希望はないか。
- 本学では、課外活動として冬季種目を実施していない。また、学生からの冬季種目の課外活動について要望はない。
- 鹿屋体育大学には、東北や北海道出身の学生も在学しており、国体については、ふるさと選手制度があることから地元からの出場もあるかと思われるが、冬季国体等の冬季種目に鹿児島県代表として出場することで夏季、冬季を問わずスポーツのイニシアチブが取れるかと思われるので、冬季種目への取り組みも検討してほしい。
- 本学学生が趣味でやっていたアルペンスキーで、鹿児島県の代表選手として国体に出場した例はある。ただ鹿児島県においては、民間のスケートリンクも閉鎖されるなど、あまり冬季種目が盛んではない現状にある。
- 東京新聞に鹿屋体育大学水泳部と柴田亜衣選手の記事が掲載されていたが、大学を社会に広報することは重要である。

また、(独)日本学生支援機構が科学、医学等の分野の他にスポーツの分野において、国際大会等で競技した学生にレポートを提出させ、入賞すると賞金が贈られる制度がある。他大学では、オリンピック等に出場した学生にレポートを提出させている。外部向けの大学の広報活動だけでなく、社会が大学や学生を支援している事項等について情報収集を行い、大学内部に向けても広報して

ほしい。

- （独）日本学生支援機構の平成18年度優秀学生懸賞事業にスポーツ活動という観点から国際競技大会等で活躍した2名の学生を推薦し、レポートを提出した。

- 本レポートは競技結果ではなく、アスリートとしてスポーツ活動を通じた様々な体験や意識について表現するなどの内容が重要である。鹿屋体育大学においても、レポートを提出するような高い意識を持つ学生はいるはずであり、そのような学生を発掘してほしい。

スポーツエリートだけに力を注ぐだけでなく、一般の学生にも力を入れ、またそのことを外部にアピールすることも大事であり、学長のリーダーシップの下、学長を支える職員がこれらのことを常に意識して努力をしてほしい。

6) その他

学内の教員から経営協議会学外委員等に対して、推薦入試の方針決定、手続き等に問題があるとして、学長解任手続きを求める文書が郵送されたことについて話題提供があり、意見交換の後、本件はまず学内問題として適切に処理することが期待される問題との認識が確認された。